

公立大学法人岐阜県立看護大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価実施要領

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

平成28年2月1日 決定

令和2年1月30日 改正

1 趣旨

この要領は、「岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」（平成30年7月9日岐阜県地方独立行政法人評価委員会決定）に基づき、公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「見込評価」という。）及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

2 評価の基本方針

- (1) 見込評価及び中期目標期間評価は、主として中期目標の達成状況を確認する観点から行い、事業年度評価の積み重ねが評価の基礎になることに留意する。
- (2) 見込評価は、評価の結果を中期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討及び新中期目標の策定に活用することを目的とする。
- (3) 中期目標期間評価は、法人の当該期間における業務運営を見直すことにより、業務の質の向上、運営の効率化、透明性の確保に資することを目的とする。
- (4) 大学の教育研究等の質の向上に関する評価については、その特性に配慮し、専門的な観点からの評価を行わず、事業の外形的な進捗状況の評価を行う。
- (5) 見込評価及び中期目標期間評価を行うにあたっては、法人の取組みを社会に積極的にアピールするとともに、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の点を考慮する。
 - ア 競争力を備えた魅力的な大学づくり、法人運営の活性化等を目指した特色ある取組み
 - イ 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫
 - ウ その他法人を取り巻く諸事情

3 評価の実施方法

見込評価及び中期目標期間評価は、項目別評価（中期目標達成状況を調査・分析）及び全体評価（業務実績全体の総合的な評定）により実施する。

(1) 項目別評価

ア 法人による自己評価

法人は、中期目標の大項目（次に掲げるもの）に属する各項目について、業務の実績報告と併せて、中期目標の達成状況について、次の4段階により自己評価を行う。

- ①「2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」

- ②「3 業務運営の改善及び効率化に関する目標」
- ③「4 財務内容の改善に関する目標」
- ④「5 教育及び研究並びに組織及び運営状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報に関する目標」
- ⑤「6 その他業務運営に関する重要事項」

[評価区分一覧]

段階	評価内容	判断の目安
Ⅳ	中期目標を上回っている	目標達成状況が 100%超
Ⅲ	概ね中期目標どおり達成している	目標達成状況が 90%超 100%以下
Ⅱ	中期目標を下回っている	目標達成状況が 60%超 90%以下
Ⅰ	中期目標を大幅に下回っている	目標達成状況が 60%以下

イ 評価委員会による検証等

(ア) 検証

法人から提出された業務実績報告書について、法人に対してヒアリング等を実施し、法人が行った自己評価を検証する。

(イ) 評価

- (a) 検証結果に基づき、中期目標の達成状況を上記の4段階で項目別に評価を行う
- (b) 教育研究等の質の向上に関する項目については、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえて評価を行う。

(2) 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、見込評価においては中期目標の期間の終了時に見込まれる達成状況について、中期目標期間評価においては中期目標の期間の業務実績の全体について次の5段階により総合的な評定を行うとともに記述式で全体評価を行う。

[評定区分一覧]

段階	評定内容
S	中期目標を大幅に上回っており、特筆すべき達成状況にある
A	中期目標が十分に達成されている
B	中期目標がおおむね達成されている
C	中期目標がやや達成されていない
D	中期目標が達成されていない

4 評価委員会のスケジュール

6月末	業務実績報告書の提出期限
7月上旬～中旬	評価委員会の開催 ・業務実績報告に関するヒアリング、調査・分析

8月上旬～中旬	評価委員会の開催 ・評価結果の案の決定
8月中旬～下旬	評価結果の案に対する法人の意見申出 評価結果の決定及び法人へ通知 知事へ報告及び公表

5 評価結果

(1) 評価結果の通知

評価委員会は、評価の結果を法人に通知する。

(2) 改善等勧告

評価委員会は、見込評価及び中期目標期間評価の結果、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行うことができる。

(3) 知事への報告及び公表

評価委員会は、評価結果（改善等勧告をした場合には、評価結果及び勧告の内容）を知事に報告するとともに、公表する。

6 その他

この要領は、法人を取り巻く諸事情や見込評価及び中期目標期間評価の実施結果等を踏まえ必要に応じ見直し・改善を行う。